

裁判員の皆さまへ

知ってほしい 刑罰のこと

目次・ごあいさつ

1	刑罰ってどんなもの？ ～生命, 自由, 財産を奪うこと～	1
	コラム 裁判への市民参加の意味	
2	どうして刑罰を与えるのか？ ～再び罪を犯すことのないように～	2
3	刑罰について考えてほしいこと ～被告人の改善更生～	3
4	被告人が少年の場合	4
	1 少年事件の特性 ～少年は成長途上。成育歴や家庭環境などに注目を～	
	2 少年事件の処罰 ～家庭裁判所に戻すことも検討～	
5	知ってほしい刑務所の実態 ～知られていない生活ぶり～	5
6	無期刑の実態 ～仮釈放の可能性はごくわずか。獄中死が多く, 実質的には終身刑～	6
7	死刑の実態 ～隔離され密行, 殺人罪減少でも死刑判決急増。世界の流れに逆行～	8
	コラム もっと知りたい方へ	10

ごあいさつ

このパンフレットは, 裁判員の皆さん, またはこれから裁判員になる可能性のある皆さんに, 普段の生活ではなじみのない刑罰について, その運用の実態を知っていただくために作成したものです。

皆さんが裁判員として, 被告人と向き合って判決を下す側に立って, 有罪か無罪かだけでなく, もっともふさわしい刑罰を考えると, 参考にしていただければと思います。

1 刑罰ってどんなもの？

～生命、自由、財産を奪うこと～

刑罰とは、有罪の判決を受けた人に対して、その人の生命や自由、財産を強制的に奪うことです。その種類としては、死刑、懲役（無期懲役と最長で30年までの有期懲役があります）、禁錮（禁錮と懲役の違いは、懲役は刑務作業に従事しますが、禁錮にはその必要はありません）、罰金などがあります（その他にも30日未満の身体拘束の拘留や1万円以下の支払を命じる科料があります）。

裁判員の皆さんが参加する裁判では、ほとんどの場合、死刑、無期懲役、有期懲役のいずれを選択するか、また、有期懲役を選択するときは刑の期間をどうするか、3年以下の懲役刑を選択したときには刑の執行を猶予するか、が問題となります。



コラム

裁判への市民参加の意味

裁判員制度は、市民の皆さんから選ばれた方が裁判員として刑事裁判に参加して、裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪を判断し、有罪の場合は言い渡す刑罰までを決めるという制度で、2009年から一定の刑事事件に適用されています。

それまでの刑事裁判では、裁判官に判断が委ねられてきました。証拠の大半は捜査機関の作った調書でした。その結果、裁判は市民とかけ離れたものとなりがちであり、とすると判決の内容が社会常識から見て不自然となった、またえん罪が疑われるような有罪判決も少なくありませんでした。裁判員制度の下では、原則としてすべての証拠調べは口頭で行われます。

裁判員制度は、市民の皆さんの常識と良識を裁判に反映させ、えん罪を防止し、適正な刑事司法を実現するための制度です。

様々な生活上の経験や知識を持った市民が刑事裁判に参加することで、証言や証拠を様々な視点・角度から評価することが可能となり、裁判に社会常識が反映され、裁判の質が向上することが期待されます。

また、市民が司法に参加することは、司法をより身近なものにするという意味もあります。市民の・市民による・市民のための裁判が実現することで、司法に対する市民の理解が深まり、信頼が高まることも期待されています。

2 どうして刑罰を与えるのか？

～再び罪を犯すことのないように～

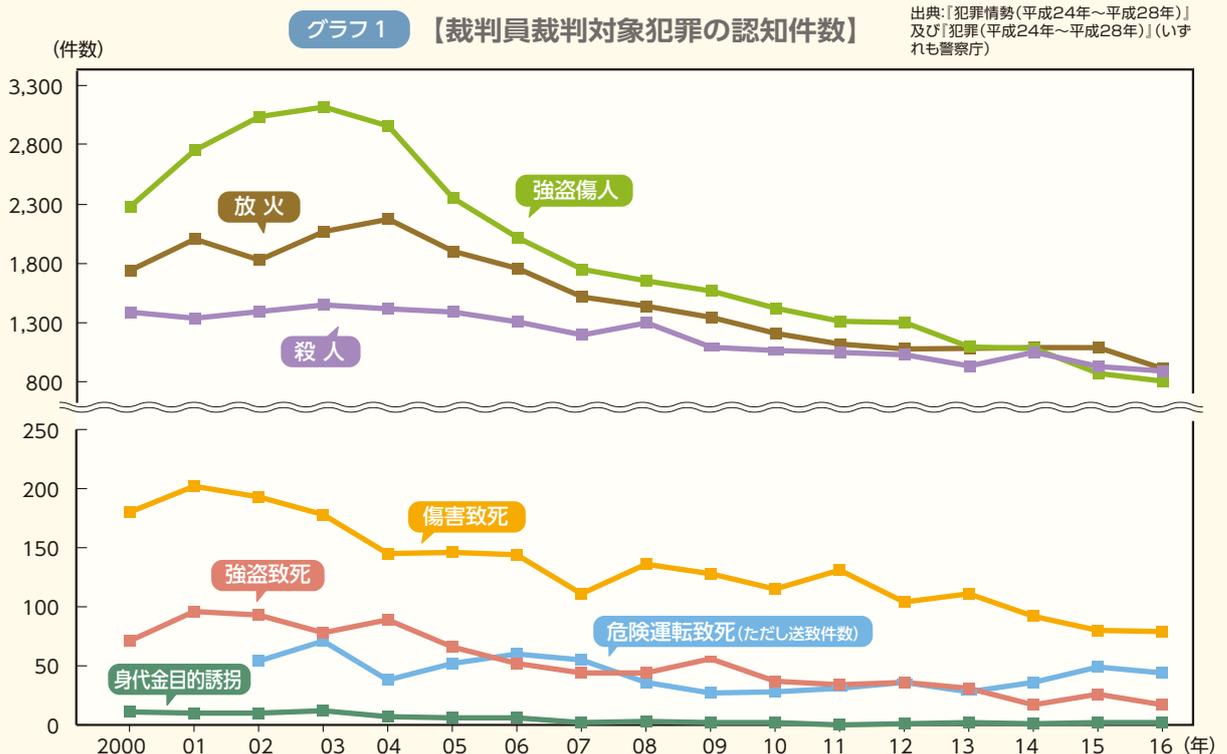
裁判所は、被告人が有罪だと判断したときどういう目的で刑罰を科すのでしょうか。

犯罪に対しては刑罰が科されることを広く社会に知らせ犯罪を予防する、というのは「刑罰の目的」の一つです。ただ、それだけではなく、「刑罰の目的」については、大きく分けて次の二つの考え方があります。一つは、その人が再び罪を犯すことのないように教育する目的（教育刑の考え方）、もう一つは、罪に対する報復をする目的（応報刑の考え方）を重視する立場です。

皆さんは、「目には目を、歯には歯を」という、古代バビロニアのハムラビ法典の言葉を聞いたことがありますか。応報刑の意味は、この言葉に代表されます。犯罪に対しては、その責任に見合った苦痛を与えるという考え方です。しかし、それだけでは、罪を犯した人の改善・更生をかえって妨げることになりかねません。

例えば、長期間、刑務所に収容し社会から隔離してしまうと、社会性を失い、刑務所を出た後、社会で自活していく能力が失われてしまうことがあります。長く服役させれば生まれ変わる、すなわち、再び犯罪を犯さないようにできるとは限りません。服役期間が短い場合も、再犯防止の教育には時間が足りず、かえって「ムショ帰り」のレッテルだけが残し、社会復帰の妨げとなることもあるので、むしろ、短期間の実刑よりは執行猶予（猶予期間内に他の刑事事件により再び有罪判決を受けない限り、刑務所で服役しないで済むこと）として社会内で生活しながら更生させた方が、再犯防止の効果が高いという指摘もあります。

罪を犯した人もいずれ社会に復帰するのですから、「応報」よりもむしろ、その人が二度と罪を犯すことのないように教育することがより重要ではないでしょうか。裁判員の皆さんには、是非、目の前の人が改善更生し、社会に復帰するにはどうしたらよいか、どのように教育を施していけばよいか、という視点を持って刑罰を選択していただきたいのです。



3 刑罰について考えてほしいこと

～被告人の改善更生～

裁判員の皆さんは、被告人を有罪とするときには、量刑、つまり刑罰の種類や重さも裁判官と一緒に決めることになります。

では、適切な量刑はどうやって決めたらよいのでしょうか。過去の同じような事件での裁判例も参考になるでしょう。そのため、裁判所には、過去の裁判例をデータベース化して、同種の事件の判決が検索できる「量刑検索システム」があります。しかし、このデータベースには、最近の裁判例しか集められていないという欠点があります。最近は量刑が年々重くなる傾向にもありますから、このデータベースだけではなく、そのほかの情報にも十分配慮する必要があります。被害者の意見もその一つですし、また、被告人の監督を誓い、更生を願う情状証人の証言内容なども参考になるでしょう。

裁判員の皆さんには、是非、被告人の更生という視点も持っていただきたいのです。罪を犯した人も、その多くは、いつかは社会に戻ってきます。そのとき、健全な社会人として社会復帰できる可能性を与えてください。長期の刑罰は社会復帰の可能性を低くするという弊害もあります。親兄弟などの近親者と疎遠になることもあるでしょう。また、出所する頃には、もう帰るべき家もないことも多くなるでしょう。高齢になってからの出所では、働き口もありません。刑務所に入所してくる人のデータを調べてみると、無職者の比率が高いことが分かります。

国連では、このような刑務所に収容することの弊害に着目し、できるだけ社会内で更生をさせる「社会内処遇措置」が望ましいとしています（通称「東京ルール」、1990年12月14日国連総会採択）。刑の執行猶予は、社会内処遇措置の一つですが、ほとんどの場合には執行猶予期間中に再び罪を犯すことなく、猶予期間を満了しています。刑の執行猶予は、単に温情的な措置ではなく、更生させるための積極的な機能もあるのです。

刑罰は、制裁であると同時に、更生させるための手段でもあることを忘れないでください。「受刑者が、真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもって社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となる」（2003年12月22日行刑改革会議提言「国民に理解され、支えられる刑務所へ」）と言えます。真の意味での改善更生の手段としてふさわしい刑罰を選択してください。



4 被告人が少年の場合

1 少年事件の特性

～少年は成長途上。成育歴や家庭環境などに注目を～

少年事件（満20歳未満の者が起こした事件）は、家庭裁判所での審判に付されるのが原則です。審判では、少年が生育途上の段階にあり、変化が期待できることから、処罰よりも少年の健全な育成という観点に立って、少年院送致などの保護処分を決めます。

これに対し、少年事件でも、重大な事件では懲役刑などの刑事処分がふさわしいとして、通常の刑事裁判を受けることがあります。そのとき、少年の成育歴や素質・環境等の家庭裁判所の審理記録や、関連資料（専門家の意見など）が証拠として提出されることがあります。

少年事件では、家庭環境や、成育歴などが大きく影響していることが多い上に、成人よりも更生する可能性が高いので、処罰よりも周囲の環境を改善することで、更生させる方が望ましいと考えられています。そのためには、少年の成育歴、素質、環境など、医学・心理学の専門家の意見等、幅広く収集された家庭裁判所の調査結果（証拠）が重要なのです。

裁判員の皆さんは、起きてしまった結果にだけ眼を奪われず、犯罪が起きた背景や少年のおかれた環境にも十分に注意を払って総合的な判断をしていただきたいと思います。



2 少年事件の処罰

～家庭裁判所に戻すことも検討～

少年は成長していく途中にあります。そのため、周囲の働きかけ次第で急激に非行から立ち直り、立派に更生することもあります。

そこで、少年に対して3年以上の懲役・禁錮刑を言い渡すときには、成人と異なり、「3年以上・5年以下」などと範囲を定める方式によることとされています（不定期刑。仮釈放では、通常、最長期間が基準になります）。審理の結果、「刑罰よりも保護処分がふさわしい」と判断することも可能です。その場合には、再び家庭裁判所での審理に戻され、保護処分の内容が決められることとなります。

被告人を少年院に送って専門家による教育プログラムを受けさせるべきか、刑務所で成人に交じって刑務作業中心の処遇を受けさせる方が望ましいか、慎重に検討してください。その上で、少年院での専門家の教育を受けさせるべきと考えられたら、事件を家庭裁判所での審理に戻して、専門家による審理に委ねてください。家庭裁判所には、充実した専門のスタッフが揃っています。



5 知ってほしい刑務所の実態

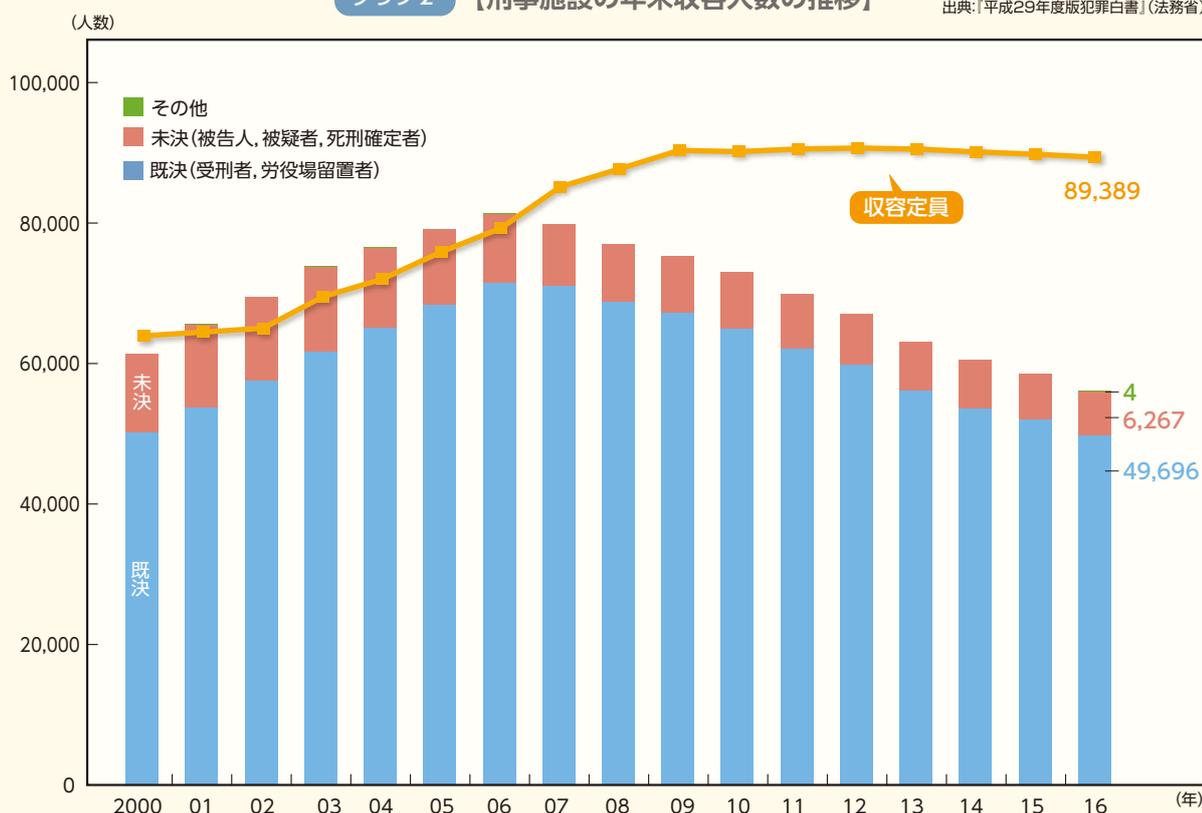
～知られていない生活ぶり～

裁判で有罪となり、実刑の判決が確定すると、「被告人」から「受刑者」へと身分が変わります。受刑者は、刑期の長さや犯罪の性質、さらには共犯者の有無などによって、受刑する施設が決められます。有期刑であれば、いつかは社会に戻るわけですが、もともと生活していた地域や家族の住む場所から遠く離れた刑務所に収容されることも珍しくありません。現在では、親族以外の友人・知人と面会や文通をすることも可能となりましたが、刑務所によっては不許可とされることもあり、面会や文通ができる範囲は予想されていたほど広がってはいません。

受刑者に対しては、1日8時間以内の作業・矯正指導（改善指導・教科指導）を行わせることになっています。作業は、刑務所内の工場で、一般企業から受注した製品を製作することや、刑務所生活のために必要な炊事・清掃・施設の修繕などのほかに、自動車修理や溶接、理・美容師や介護など様々な職業の訓練も含まれます。ただし、職業訓練を受けられるのはごくわずかで、作業に従事する受刑者の10%程度にすぎません。改善指導や教科指導も充実しているとは言い難く、実際には作業が中心の生活です。作業には報奨金が支払われますが、賃金ではないのでとても低額です。犯罪白書（平成29年版）によると、報奨金に充てられる2016年度予算額は1人1か月当たり4320円で、2016年に出所した受刑者のうち16%は所持金が1万円以下でした。ですから、真面目に働いて更生しようとしても、受刑中に住むところや仕事をなくしてしまった人にとっては、出所後に自活していくことが非常に困難なのが現実です。

グラフ2 【刑事施設の年末収容人数の推移】

出典：「平成29年度版犯罪白書」（法務省）



6 無期刑の実態

～仮釈放の可能性はごくわずか。
獄中死が多く、実質的には終身刑～

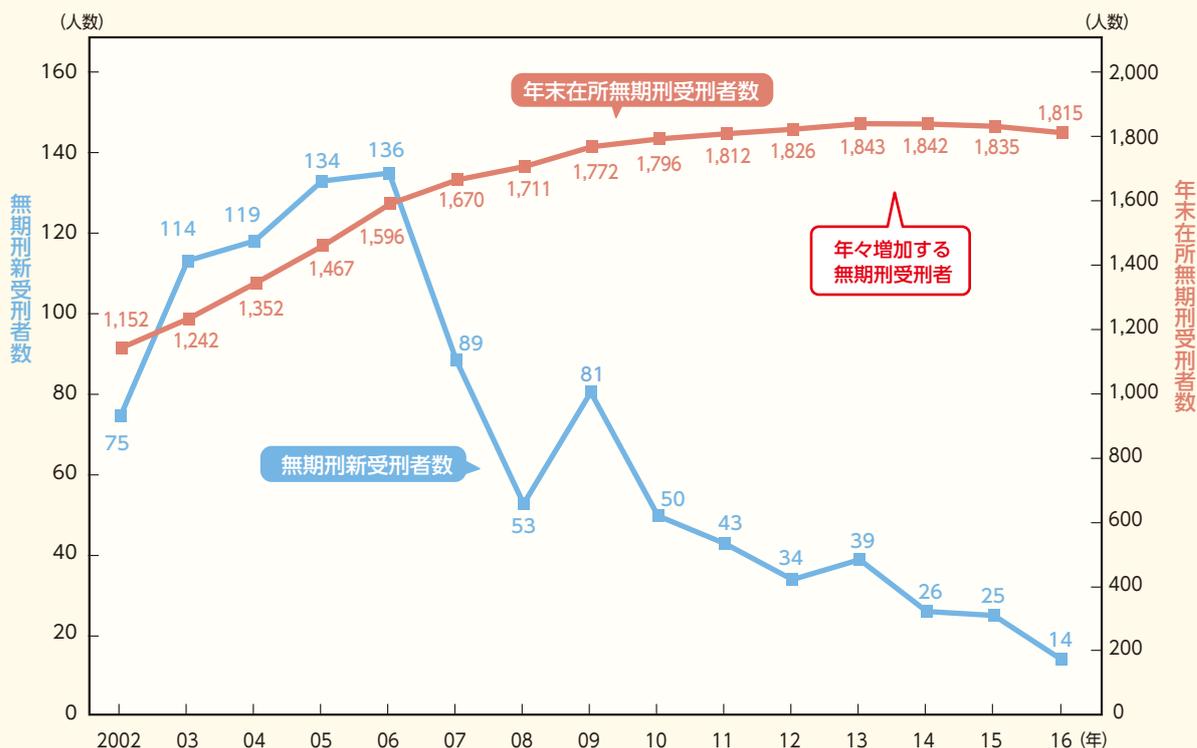
「無期懲役といっても、10年で仮釈放で出てこられるんでしょ」。そんな話をよく耳にします。確かに刑法では、無期懲役の判決を受けた人も、10年以上服役すれば、仮釈放されることが可能とされています。しかし、現実には刑法の建前とは大きく異なっています。

2007年から2016年の過去10年間では、仮釈放になった人の合計は76人。そのうち、二度目の仮釈放者を除いた、初めての仮釈放者の合計は57人です。2016年には、1800人以上いる無期刑受刑者のうち、仮釈放になった人はわずか9人。しかもそのうち、新たに仮釈放となったのは7人だけです。最近では、**グラフ3** と、**グラフ4** のとおり、仮釈放のチャンスはほぼゼロに近いと言えます。2016年に新しく仮釈放された人々の平均在所期間は、実に31年9か月でした。一方、獄中で死亡した無期刑受刑者の数は過去10年間で176人。つまり、日本の無期刑は、既に事実上の「終身刑」化しているのが実態です。

法務省は、無期刑の仮釈放の審査では、原則として、被害者遺族の意見聴取のほか、検察官の意見聴取も行うことにしており、仮釈放審査は、今後も極めて厳しいことが予想されます。仮釈放された後も受刑者であることに変わりはありません。原則として亡くなるまで保護観察所による監督を受け続け、指示違反があれば仮釈放は取り消され、刑務所に連れ戻されます。無期刑とは、まさに、死ぬまで終わりのない刑罰なのです。

グラフ3 【無期刑新受刑者数と年末在所無期刑受刑者数】

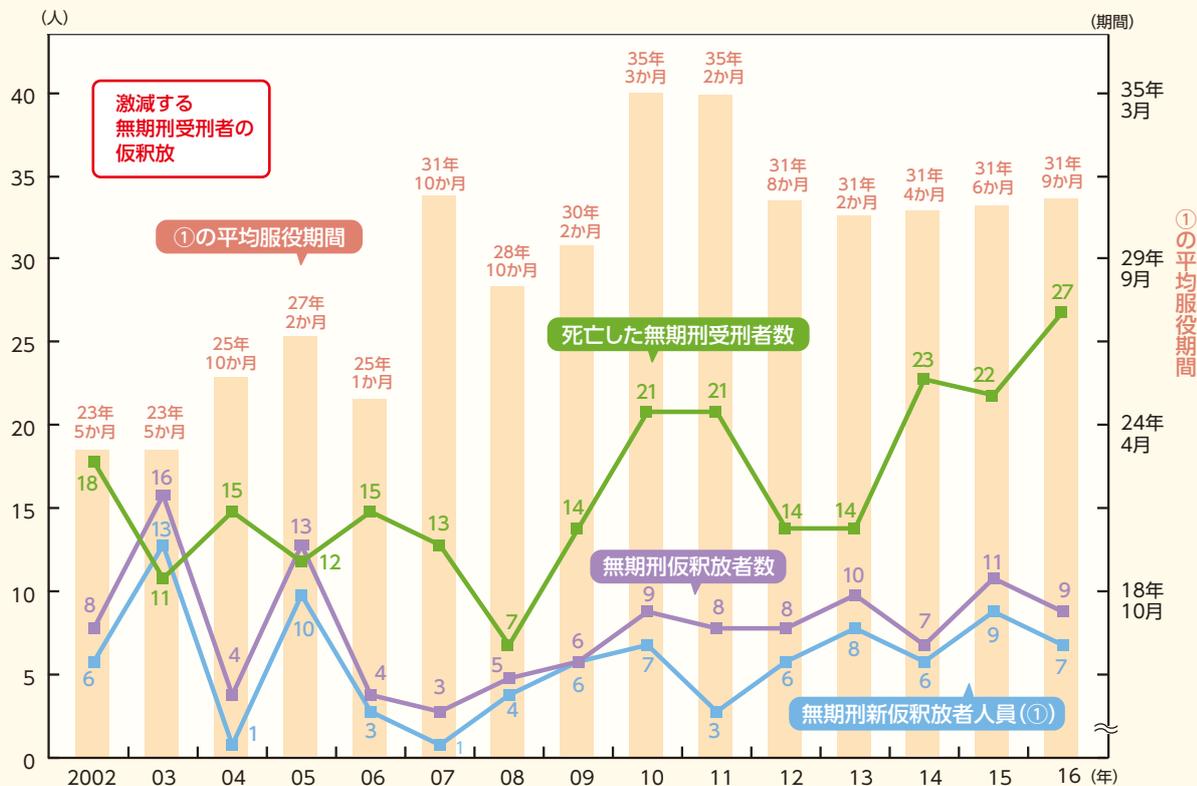
出典:「無期刑の執行状況及び無期刑者に係る仮釈放の運用状況について(平成29年11月)」(法務省)





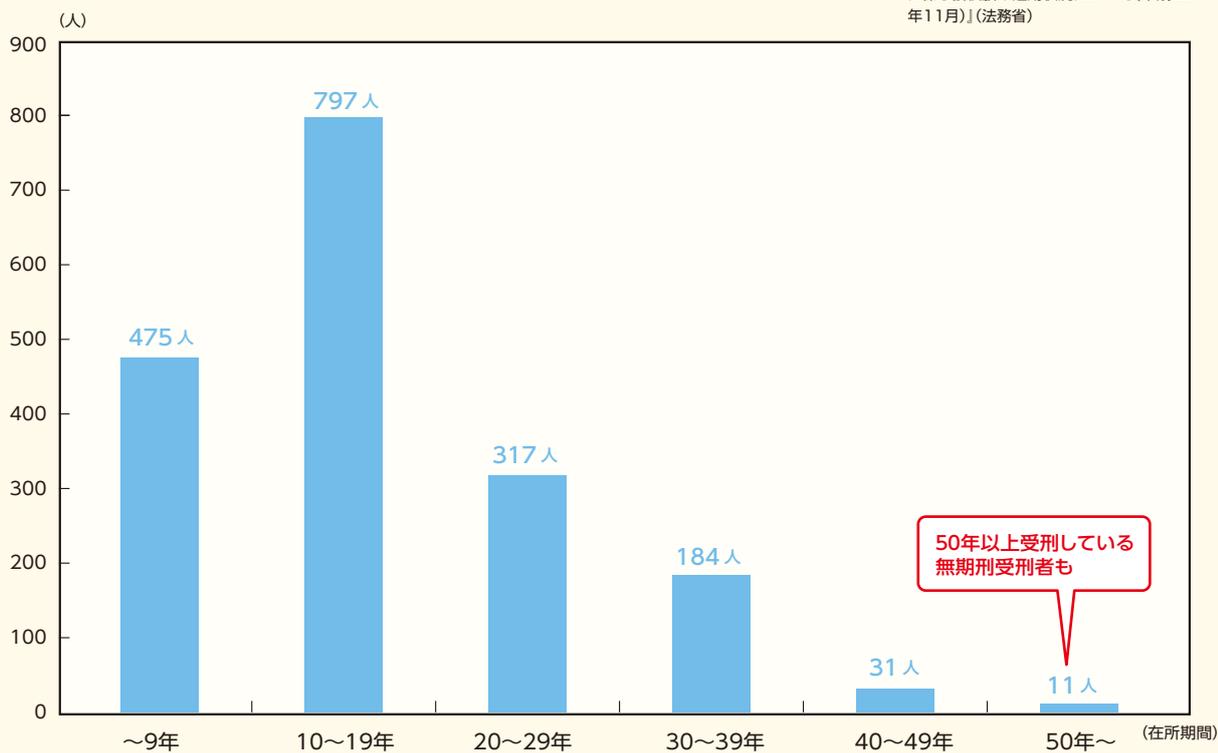
グラフ4 【無期刑受刑者の仮釈放の実態】

出典:『無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について(平成29年11月)』(法務省)



グラフ5 【無期刑受刑者の受刑期間別人員(平成28年末)】

出典:『無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について(平成29年11月)』(法務省)



7 死刑の実態

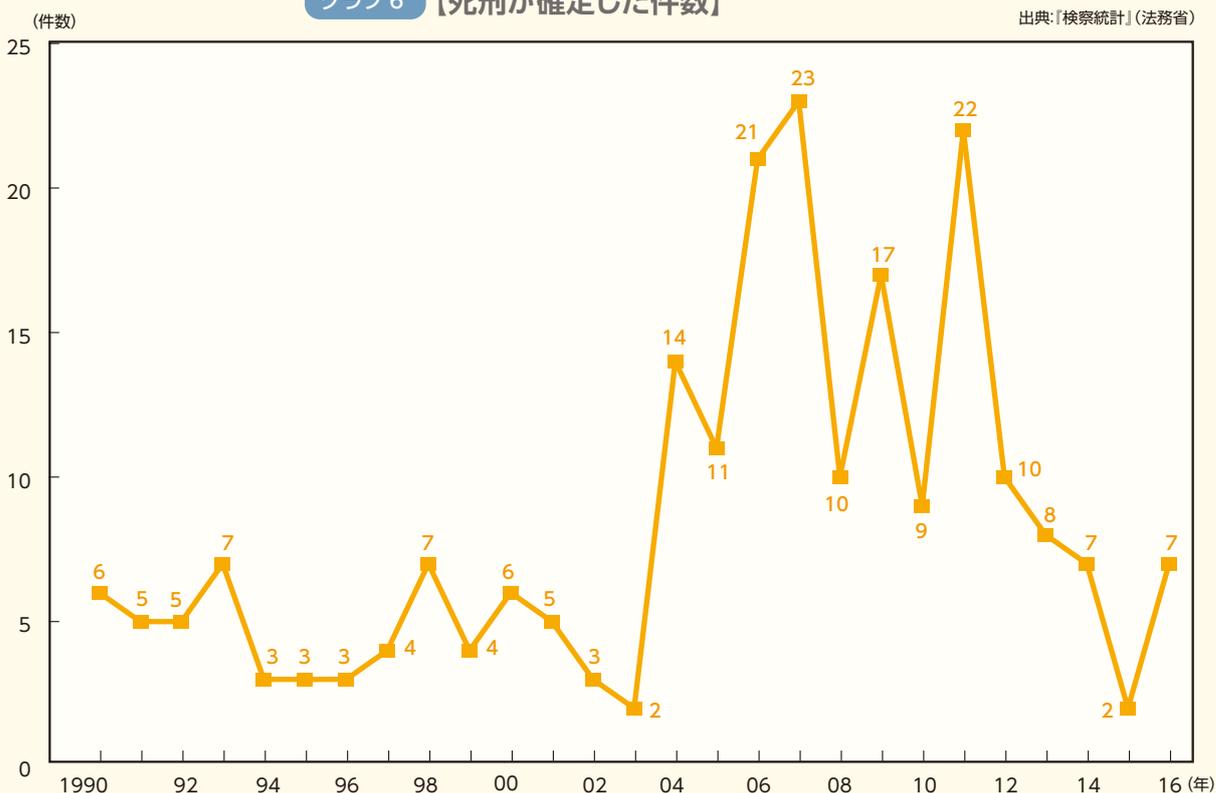
～隔離され密行, 殺人罪減少でも死刑判決急増。
世界の流れに逆行～

皆さんは、死刑がどのように執行されるかご存知でしょうか。日本では、死刑は「絞首刑」とされていますが、その具体的な方法や刑場（死刑を行う場所）の様子は公開されていません。近年、ようやく一部の国会議員や限られたメディアにだけ刑場の見学が認められ、様子（10ページ参照）が少しずつわかるようになりました。しかし、今でも死刑に関する情報の多くは、秘密にされたままです。死刑囚本人にも、死刑執行の当日の朝になってから、突然、その日の執行が告げられるのです。家族に知らされるのは、執行が終わった後です。死刑囚には、限られた家族・知人以外の人との面会や文通が厳しく制限され、拘置所内の他の被収容者と一緒に運動したり、雑談することも認められません。こうした実態は、国連の国際人権（自由権）規約委員会をはじめとする様々な国際機関から、非人道的な取扱いとして批判を受けています。

最近の統計では、第一審（地方裁判所）で死刑判決を受けた人の数や、死刑が確定した人の数は、年により増減はあるものの、1990年代に比べると明らかな増加傾向にあります **グラフ6**。

報道などでは、よく「凶悪犯罪が増えている」と言われます。ところが、統計では殺人罪の数は、過去数十年間にわたり、着実に減少しています **グラフ7**。殺人事件の被害者数は1960年代からなだらかに減少しつづける一方で、逆に死刑判決の数は2000年以降、急激に増加しています。つまり、死刑判決が言い渡される事件の範囲が、かつてより広がっているということです。

グラフ6 【死刑が確定した件数】

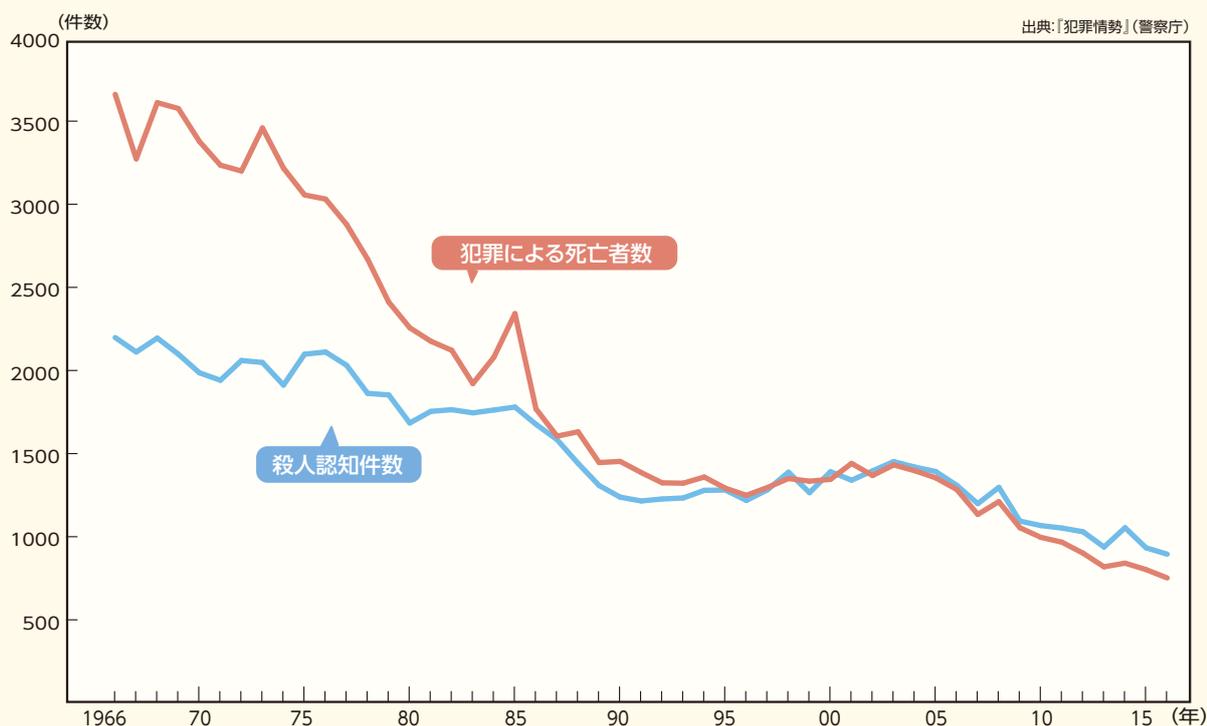


しかし、死刑は取り返しのつかない、究極の刑罰です。そのため、最高裁判所の判例では、死刑の選択が許される基準として、犯行の罪質、動機、態様(殺害の手段方法の執拗性・残虐性など)、結果の重大性(殺害された被害者の数)、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等、様々な事情を総合的に検討して、「その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」としています(1983年7月8日最高裁第二小法廷判決)。

裁判員裁判で言い渡された死刑判決についてみると、既に5件が控訴審で破棄されています(2017年12月現在)。これは「極刑がやむをえない」とまでは認められない事案にも、死刑が適用されている可能性を示しています。死刑か無期刑かが争われる事件では、上記の基準が厳格に守られなければならないのです。



グラフ7 【刑法犯(交通業過を除く)による死亡者数と殺人罪認知件数(予備・未遂を含む)】

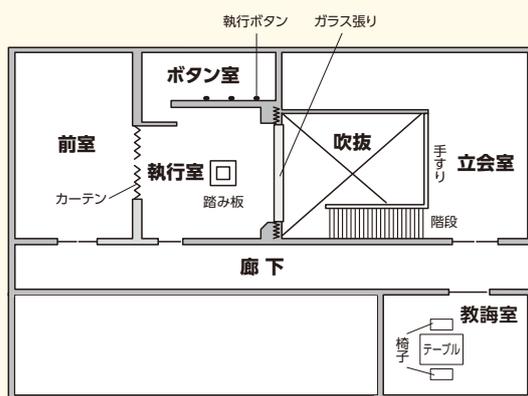


最近の傾向として、死刑判決を受けた被告人が高等裁判所への控訴や最高裁判所への上告(上訴)をせず、あるいは弁護人がした控訴・上告を自分で取り下げて、死刑判決が確定するケースも増えています。日本では、国連機関の勧告にもかかわらず、一審で死刑判決が下された場合に必ず最高裁まで審理を尽くす制度になっていません。そのため、深く反省して早くに死刑判決を受け入れた人ほど、早期に死刑が執行されていく傾向にあります。

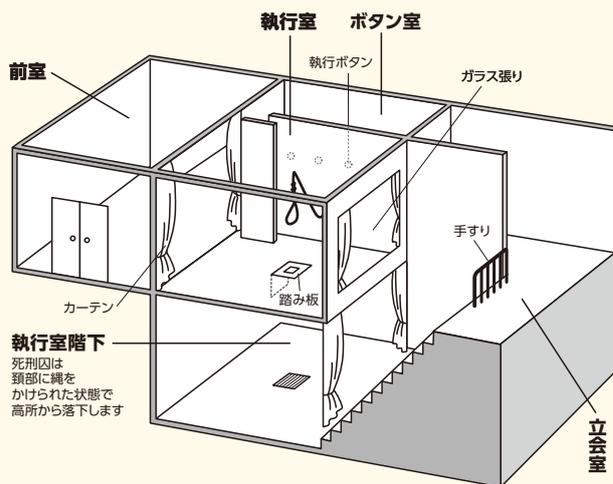
かつて、近年よりも死刑の適用が極めて慎重になされていた時期がありましたが、それによって治安が悪化したという事実はありませんでした。

世界では、死刑を廃止する国が年々増え続け、今ではヨーロッパをはじめとして約7割の国家が死刑制度を廃止しています。世界的には、死刑制度を維持する国家は、少数派です。日弁連では、2016年の第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本政府に対し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることなどを求めました。(https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html) 日本では当たり前のように運用されている死刑制度は、世界的な傾向としては、廃止の方向にあると言えます。裁判員裁判を通じて死刑判決にかかわる市民の皆さんにも、特に慎重な判断が求められています。

【刑場・平面図】



【刑場・立体図】



情報元: 自由人権協会ウェブサイト

※自由人権協会の法務大臣に対する情報公開請求により公開された写真及び平面図を元にイラスト化したものです。

死刑の執行方法は刑法11条で「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。」とされ、具体的な方法は、明治6年太政官布告第65号が定めています。死刑囚は頸部に縄を掛けられた状態で高所から落下しますが、この方法では身体に損傷が生じる可能性があり、日本国憲法が禁止する残虐な刑罰にあたるとの見解もあります。

コラム

もっと知りたい方へ

日弁連ウェブサイトでは、裁判員制度や刑罰制度などに関する日弁連の意見書や取組を紹介していますので、ご参照ください。

■ 日本弁護士連合会 <https://www.nichibenren.or.jp/>

裁判員の皆さまへ 知ってほしい刑罰のこと

2018年5月 第3版発行

編者 日本弁護士連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
☎ 03-3580-9841 (代)
<https://www.nichibenren.or.jp/>